

とちぎ観光おもてなし条例※のポイント

※正式名 観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例

条例の全文は栃木県公式HPでご覧になれます。 [とちぎ観光おもてなし条例](#) [検索](#)

第3条 基本理念

もっとたくさんの人に、栃木県に来てもらうために

みんなが、
観光が元気な地域づくり
にとって重要だということを知りましょう

栃木県を訪れる人のことを考え、
郷土愛を持って、感謝の気持ちや
思いやりをおもてなしとして
“かたち”に表しましょう

県や市町、観光事業者、
観光関係団体だけでなく、
すべての県民や事業者が
一緒に取り組みましょう

第4条～第7条 役割等

オールとちぎで取り組むために

ご協力をお願いします。

県民、事業者の役割

- 観光の大切さを理解し、おもてなしを実践しよう。
- 自然、歴史、文化、食、温泉など栃木県の魅力を発信しよう。

観光事業者、観光関係団体の役割

- 観光でたくさんの人に来てもらえるよう、おもてなしの向上などに自ら進んで取り組もう。
- 地域のいろいろな事業者や団体と協力しながら、観光の振興に取り組もう。

行政の役割

- 地域のいろいろな事業者や団体、国や他の都道府県などと協力をしながら、おもてなしの推進など観光の振興に取り組めます。



第10条～第18条 県の施策

観光立県とちぎの実現に向けた県の取組

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・おもてなしの推進 | ・魅力の創出 |
| ・観光宣伝活動の実施等 | ・観光旅行の促進のための環境の整備 |
| ・外国人観光旅行者の来訪の促進 | ・人材の育成 |
| ・多様な主体の連携の促進 | ・調査の実施等 |
| | ・国等との連携 |

問い合わせ先
栃木県産業労働観光部観光交流課

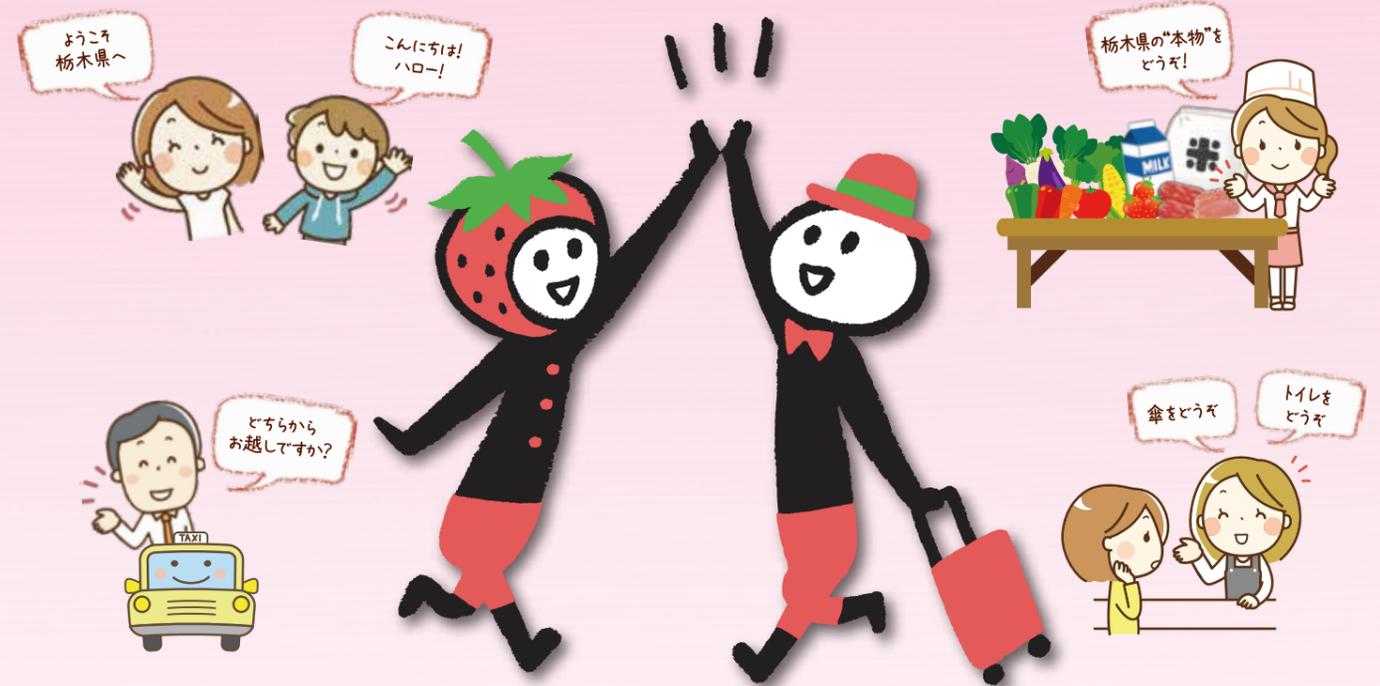
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20
TEL 028-623-3210 FAX 028-623-3306
E-mail:kanko@pref.tochigi.lg.jp



こどももおとなも

みんなで おもてなし

めざせ!おもてなし日本一



私たちのふるさと栃木県が、もっと豊かで元気な地域になっていくためには、私たち一人ひとりが栃木県を旅行する人たちに笑顔であいさつをしたり、道案内をしたり、温かな気持ちで“おもてなし”をしていくことが大切です。

おもてなし日本一の栃木県をめざして、
みんなで“できること”から、
おもてなしをはじめましょう!



とちぎ観光おもてなし条例※
平成29年4月1日スタート



※正式名 観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例





どうして“おもてなし”が大切なの？

- 自然や歴史・文化、おいしい食べ物や温泉など、魅力がたくさんある栃木県には、日本中、そして世界中から、たくさんの方が来ているよ！
- 観光でたくさんの方が来てくれると、栃木県のあちこちがにぎわって、元気になるよ！



なるほど！もっとたくさんの人に 来てもらうにはどうしたらいいの？

- 栃木県に来てくれた人楽しく、気持ちよく旅行をしてもらえるように“おもてなし”をして、「栃木県に旅行に来てよかった！また、来よう！」って思ってもらうことが大切だよ！



OMOTENASHI

私の大好きな
栃木県に来てくれて
ありがとう！

どうすれば
喜んで
もらえるかな？



おもてなし



ありがとう
来てよかった！

満足！

また、栃木県に
来よう！

みんなの
“おもてなし”が
大切なんだね！



“おもてなし”って どんなことをしたらいいの？

- “おもてなし”とは、来てくれた人のことをよく考えながら、自分たちが住む地域に来てくれてありがとうという気持ち（感謝）や思いやりの気持ちを“かたち”に表すことだよ！
- “自分たちができること”を、“楽しみながら”実践してみよう！



みんなでできる“おもてなし”

(例)

ようこそ
栃木県へ

こんにちは！
ハロー！

〇〇は
こちらですよ！

写真撮りまーす
はいチーズ！

笑顔であいさつやお出迎え

旅行者への手助け

これが
オススメだよ！

季節のお花で
おもてなし！

まちをキレイに！

オススメの観光地やお土産の紹介

観光地やまちの魅力アップ

観光事業者が取り組む“おもてなし”

(例)

どちらから
お越しですか？

傘をどうぞ

トイレを
どうぞ

栃木県の“本物”を
どうぞ！

お客様への温かい心遣い
おもてなしの向上

とちぎでしか味わえない
サービスの提供

Let's
おもてなし

